

# 令和5年度熊野町地域経済応援 クーポン券(くまポン)を発行します

☎産業観光課 ☎820-5602 専用コールセンター ☎221-7032

現在、エネルギー・食品価格などの物価高騰に伴い、住民の家計や町内事業者の売上などにさまざまな影響が出ていることから、町内の経済活性化を図るとともに、住民・町内事業者への支援を目的として、町内の店舗で使用できる「熊野町地域経済応援クーポン券(くまポン)」を発行します。

10月4日(水)ごろから順次、世帯主宛てに**特定記録でクーポン券を発送**しますので、ご確認をお願いします。

## ※注意事項※

- ①クーポン券は順次配達しますので、地域によって配達時期が異なります。
- ②郵便局ではクーポン券の個別の配達状況のお問い合わせに対応していません。



## クーポン券(くまポン)の特徴



▲「全店共通クーポン券(紫色)」(左)  
「地元店舗クーポン券(黄色)」(右)

### 【使用期限】

11月1日(水)～12月31日(日)



1会計につき  
2枚まで

町内の登録店舗で1,000円(税込)以上の会計のとき、**2枚まで**使用できます。



◀「参加店舗一覧」は町ホームページから確認できます

## 地元店舗クーポン券とは

町内に本店(本社)がある法人、または個人事業主の店舗でのみ使用できるクーポン券です。

今までの「飲食店用クーポン券」とは使用できる店舗が違いますので、間違いのないよう、ご注意ください。

## クーポン券(くまポン)が使える お店を募集中です

☒次の全てに当てはまる店舗(事業者)

- ①町内に店舗(事業所)があること。
- ②クーポン券使用者の再来店などを促す仕組みを設けること。

▷受付窓口・熊野町商工会 ☎854-0216

▷申込期限・11月30日(木)

詳細は町ホームページを確認ください。

# マイナンバーカードを健康保険証として利用しよう

☎税務住民課戸籍住民グループ ☎820-5604



### 【受付方法】

- ①マイナンバーカードをカードリーダーに置く  
カバーなどを付けている場合は、外してご利用ください。
- ②本人確認  
顔認証または4桁の暗証番号を入力し、本人確認。
- ③同意事項の確認選択  
特定健診情報・薬剤情報・限度額情報など過去の診療情報の提供・閲覧についての同意確認。

## ? どんないいことがあるの

### より良い医療が可能に

本人が同意すれば、初めての医療機関などでも、特定健診情報や今までに使った薬剤情報が医師などと共有できます。

### 健康管理に役立つ

マイナポータルで自身の特定健診情報や薬剤情報・医療費通知情報が閲覧できます。

### 医療費控除が簡単に

マイナポータルからe-Taxに医療費通知情報を連携でき、オンラインで完結できます。

※保険診療分が取得の対象ですが、はり・灸等の施術費など、一部含まない医療費があります。

### 手続きなしで限度額を超える 一時的な支払が不要に

限度額適用認定証がなくても高額療養費制度における限度額を超える支払いが免除されます。

### 健康保険証として ずっと使える

就職・転職・引越しをしても健康保険証としてずっと使えます。※国民健康保険から会社などの保険に変わる場合は、資格喪失手続きが必要です。

## ! 利用申込みは簡単

マイナンバーカードを健康保険証として利用するためには、申込みが必要です。利用の申込みは、マイナポータル(※)やセブン銀行のATM、医療機関・薬局の顔認証付きカードリーダーで行うことができます。



▲マイナポータルはこちらから



▲マイナポータル画面

(※)子育てや介護をはじめとする行政手続きの検索やオンライン申請がワンストップできたり、行政からのお知らせを受け取ることができる自分専用のサイトです。

## ? よくある質問

・マイナンバーを他人に見られるのが不安です。  
→医療機関などの職員が、マイナンバーを取り扱うことはありません。もし見られたとしても、他人があなたのマイナンバーを使って手続きすることはできない仕組みになっています。

・マイナンバーカードは持ち歩いても大丈夫でしょうか。  
→受診歴や薬剤情報などプライバシー性の高い情報はカードに入ることはありません。カードを紛失した場合は、フリーダイヤル(☎0120-95-0178※音声ガイダンス2番)で一時利用停止を受け付けています。

・町内で利用できる医療機関などは、どこですか。  
→厚生労働省ホームページに県内の利用可能医療機関の一覧が掲載されています。



▲厚生労働省ホームページはこちら